

四国5国立大学における男女共同参画推進に係る事業の共同実施  
に関する協定書

平成29年4月1日

徳島県徳島市新蔵町二丁目24番地  
国立大学法人徳島大学

学長 野地澄晴

徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地  
国立大学法人鳴門教育大学

学長 山下一夫

香川県高松市幸町1番1号  
国立大学法人香川大学

学長 長尾有吾

愛媛県松山市道後樋又10番13号  
国立大学法人愛媛大学

学長 大橋裕一

高知県高知市曙町二丁目5番1号  
国立大学法人高知大学

学長 脇口 宏

国立大学法人徳島大学（以下「徳島大学」という。）、国立大学法人鳴門教育大学（以下「鳴門教育大学」という。）、国立大学法人香川大学（以下「香川大学」という。）、国立大学法人愛媛大学（以下「愛媛大学」という。）及び国立大学法人高知大学（以下「高知大学」という。）は、四国5国立大学における男女共同参画推進に係る事業（以下「男女共同参画推進事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学は、連携して男女共同参画を推進し、その取組の検証から得られた知見をもって社会の課題解決への貢献を図る。

（代表機関）

第2条 男女共同参画推進事業に係る代表機関は、徳島大学とする。

（連絡協議会）

第3条 男女共同参画推進事業を円滑に推進するために、四国国立大学協議会の下に、「四国5大学男女共同参画推進連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

（協定期間）

第4条 本協定は、平成29年4月1日から発効し、有効期間は平成34年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに構成大学のいずれからも改廃について申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を更新するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、構成大学が協議し決定する。

この協定を証するため、本書5通を作成し、構成大学それぞれ署名のうえ各1通を保有する。